

令和7年12月 定例教育委員会

第3別館2階会議室

## 議事日程（令和7年12月22日 午後2時00分）

## 12月定例教育委員会教育長報告

先月の定例教育委員会以降に開催された主な行事及び今後の教育委員会関係等の主な行事予定を下記のとおり記載し、教育長報告とさせていただきます。

## 記

## 1 報告

- 12月 2日 (火) 今治市議会定例会 (初日)  
 12月 4日 (木) 今治市議会定例会 (代表質問)  
 12月 5日 (金) 今治市議会定例会 (一般質問)  
 12月 6日 (土) いまばり人権啓発フェスティバル  
 12月 7日 (日) 吹揚校区文化祭、「全国学校給食甲子園」決勝大会「女子栄養大学特別賞」  
 12月 8日 (月) 今治市議会定例会 (一般質問)  
 12月 9日 (火) 第2回地元代表協議会 (大三島地区)  
 12月10日 (水) 初任者面接 (~11日)  
 12月12日 (金) 第2回地元代表者協議会 (菊間地区)  
 12月13日 (土) 今治市民生児童委員協議会臨時総会  
 12月14日 (日) 朝倉駅伝  
 12月15日 (月) 教育厚生委員会  
 12月16日 (火) 校長面接 (~18日)  
 12月17日 (水) 第2回地元代表者協議会 (大島地区)  
 12月19日 (金) 今治市議会定例会(最終日)  
 12月20日 (土) イングリッシュキャンプ (2DAY)  
 ~21日 (日)  
 12月22日 (月) 定例教育委員会

## 2 予定

- 12月23日 (火) 部活動地域展開検討協議会、第2回地元代表者協議会 (玉川地区)  
 12月25日 (木) 小・中学校終業式  
 12月26日 (金) イングリッシュキャンプ (1DAY)、中学校アンサンブルコンテスト  
 1月 9日 (金) 1月校長会  
 1月11日 (日) 成人式  
 1月16日 (金) 市町村教育委員会研究協議会 (オンライン)  
 1月18日 (日) 今治市PTA連合会研修大会  
 1月20日 (火) 今治市婦人教育指導者研修会  
 1月22日 (木) 今治教育推進協議会と今治市PTA連合会との意見交換会  
 1月24日 (土) 「小学生の税に関する作文」表彰式  
 1月26日 (月) 定例教育委員会

# 資料1

第16回教育委員会議案第57号

今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める教育委員会規則の制定について

標記のことについて、別紙のとおり定める。

令和7年12月22日提出

今治市教育委員会  
教育長 小澤 和樹

案

教育委員会規則第 1 号

今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第 1 の規則で定める事務を定める教育委員会規則を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 日

今治市教育委員会教育長 小澤和樹

今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用  
等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1の  
規則で定める事務を定める教育委員会規則

第1条 今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年今治市条例第54号）別表第1の8の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者に係る宛名情報の登録又は変更に関する事務とする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

「参考」

今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧																
(個人番号の利用範囲)	(個人番号の利用範囲)																
第4条 略	第4条 略																
2・3 略	2・3 略																
<u>4 執行機関は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報であって自らが保有するものを利用することができる。</u>	_____																
<u>5 略</u>	<u>4 略</u>																
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td><u>8 教育委員会</u></td><td><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u></td></tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	略		<u>8 教育委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	略		_____	_____	_____	_____	_____	_____
執行機関	事務																
略																	
<u>8 教育委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>																
執行機関	事務																
略																	
_____	_____																
_____	_____																
_____	_____																

## 資料 2

第 16 回教育委員会議案第 58 号

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、  
勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程の制定について

標記のことについて、別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 22 日提出

今治市教育委員会  
教育長 小澤 和樹

案

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間  
その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。

令和7年12月 日

今治市教育委員会教育長 小澤和樹

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程(平成17年教育委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。  
別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給食職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間		円	円	円	円
勤務職員以外の職員	1	198,200	240,400	260,400	291,600
	2	199,900	241,200	261,300	292,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000
	4	203,300	242,700	263,100	293,500
	5	205,000	243,400	264,100	294,100
	6	206,700	244,100	265,000	294,700
	7	208,300	244,900	266,000	295,300
	8	209,900	245,600	266,900	295,800
	9	211,500	246,400	267,800	296,300
	10	213,000	247,100	268,600	296,900
	11	214,500	247,800	269,300	297,500
	12	215,900	248,400	269,700	297,900
	13	217,300	249,100	270,300	298,300
	14	218,800	249,500	270,700	298,800
	15	220,300	250,000	271,100	299,200
	16	221,800	250,400	271,500	299,500
	17	223,200	250,900	271,900	299,900
	18	224,600	251,300	272,400	300,300
	19	226,000	251,800	272,900	300,700
	20	227,400	252,200	273,500	301,000
	21	228,800	252,500	274,200	301,300
	22	229,800	252,800	274,800	301,700
	23	230,900	253,100	275,400	302,100
	24	232,000	253,400	276,200	302,400
	25	233,000	253,900	277,000	302,700

	26	233, 800	254, 400	277, 700	303, 100
	27	234, 700	254, 800	278, 200	303, 400
	28	235, 500	255, 300	278, 900	303, 800
	29	236, 400	255, 800	279, 700	304, 100
	30	237, 200	256, 300	280, 400	304, 600
	31	238, 000	256, 700	281, 100	305, 000
	32	238, 800	257, 100	281, 700	305, 500
	33	239, 600	257, 400	282, 400	306, 000
	34	240, 100	257, 900	283, 100	306, 400
	35	240, 600	258, 400	283, 800	306, 900
	36	241, 100	258, 800	284, 400	307, 400
	37	241, 700	259, 200	285, 000	307, 900
	38	242, 200	259, 700	285, 700	308, 500
	39	242, 700	260, 100	286, 300	309, 100
	40	243, 200	260, 500	286, 800	309, 800
	41	243, 700	260, 900	287, 200	310, 300
	42	244, 000	261, 300	287, 700	310, 800
	43	244, 300	261, 800	288, 100	311, 400
	44	244, 700	262, 100	288, 500	311, 900
	45	245, 100	262, 400	289, 000	312, 400
	46	245, 500	262, 800	289, 500	312, 900
	47	245, 900	263, 200	290, 000	313, 500
	48	246, 300	263, 500	290, 300	314, 100
	49	246, 600	263, 900	290, 700	314, 700
	50	246, 900	264, 300	291, 100	315, 400
	51	247, 200	264, 600	291, 500	316, 100
	52	247, 500	264, 900	292, 000	316, 800
	53	247, 700	265, 300	292, 300	317, 400
	54	248, 000	265, 600	292, 700	318, 100
	55	248, 300	265, 900	293, 200	318, 700
	56	248, 600	266, 300	293, 700	319, 300

	57	248, 800	266, 600	294, 100	319, 900
	58	249, 100	266, 900	294, 700	320, 600
	59	249, 400	267, 200	295, 200	321, 300
	60	249, 600	267, 500	295, 800	321, 900
	61	249, 800	267, 800	296, 400	322, 400
	62	250, 100	268, 100	296, 900	322, 900
	63	250, 400	268, 400	297, 500	323, 500
	64	250, 600	268, 700	298, 000	324, 100
	65	250, 800	268, 900	298, 500	324, 700
	66	251, 100	269, 200	299, 000	325, 100
	67	251, 400	269, 500	299, 500	325, 500
	68	251, 600	269, 700	300, 000	326, 000
	69	251, 800	269, 900	300, 400	326, 300
	70	252, 100	270, 200	300, 800	326, 800
	71	252, 400	270, 500	301, 200	327, 300
	72	252, 600	270, 700	301, 600	327, 700
	73	252, 800	270, 900	302, 000	327, 900
	74	253, 100	271, 200	302, 300	328, 200
	75	253, 400	271, 500	302, 700	328, 400
	76	253, 600	271, 700	303, 100	328, 700
	77	253, 800	271, 900	303, 500	329, 000
	78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300
	79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600
	80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800
	81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000
	82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300
	83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600
	84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800
	85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000
	86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200
	87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500

	88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800
	89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000
	90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300
	91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600
	92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800
	93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000
	94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300
	95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600
	96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800
	97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000
	98	259, 100	277, 200	312, 300	
	99	259, 400	277, 400	312, 600	
	100	259, 600	277, 700	312, 900	
	101	259, 800	277, 900	313, 200	
	102	260, 100	278, 100	313, 600	
	103	260, 400	278, 400	313, 900	
	104	260, 600	278, 700	314, 300	
	105	260, 800	278, 900	314, 600	
	106		279, 100	315, 000	
	107		279, 400	315, 400	
	108		279, 600	315, 600	
	109		279, 900	315, 800	
	110		280, 200	316, 100	
	111		280, 500	316, 400	
	112		280, 700	316, 600	
	113		280, 900	316, 800	
	114		281, 200	317, 100	
	115		281, 400	317, 400	
	116		281, 600	317, 600	
	117		281, 900	317, 800	
	118		282, 200	318, 100	

	119		282, 500	318, 400	
	120		282, 700	318, 600	
	121		282, 900	318, 800	
	122		283, 100	319, 100	
	123		283, 400	319, 400	
	124		283, 700	319, 600	
	125		283, 900	319, 800	
	126		284, 100	320, 100	
	127		284, 400	320, 400	
	128		284, 700	320, 600	
	129		284, 900	320, 800	
	130		285, 100		
	131		285, 400		
	132		285, 700		
	133		285, 900		
	134		286, 100		
	135		286, 400		
	136		286, 700		
	137		286, 900		
定年前再任用短時間 勤務職員		206, 200	217, 300	235, 900	257, 800

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

### (適用区分)

2 この規程による改正後の今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、令和7年4月1日から適用する。

### (給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。